

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	-	-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の目的及び業務実施に当たっての基本方針について具体的に記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。		
2 業務の実施方法											
	2.1	仕様書3(2) 地元における訪日観光客ニーズ把握	地元における訪日観光客ニーズ把握を実施するに当たり、効果的な作業方法やヒアリング対象の考え方を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された作業方法や、ヒアリング対象者が具体的に適切であること。	ヒアリング対象者を提案した理由がわかりやすく記述されている。ヒアリング内容の提案が具体的な内容であり、実効性を兼ね備えているか。		
	2.2	仕様書3(3)① 海外旅行会社の選定	海外旅行会社の選定を実施するに当たり、留意点を具体的に示した上で、作業内容を提案すること。	必須	15	5	10	招請する海外旅行会社を提案し、その理由を具体的に記載すること。	山陰海岸国立公園の特徴、周辺環境を十分に考慮した上で招請する旅行会社を提案した理由がより明確に提案されているか。		
	2.3	仕様書3(3)② 行程の提案	ファミトリップの行程を作成するに当たり重視すべき点と、具体的な作業内容を提案すること。また、ファミトリップ実施に当たり留意すべき点をや進め方を提案すること。	必須	20	5	15	ファミトリップの実施日程、行程の提案が実施可能で有効的なものとなっているか。また、(ア)～(カ)の項目について、記載されているか。	ファミトリップの行程が現実的であり、(ア)～(カ)の提案理由について具体的に記述されており、業務目的を達成する上で効果的であり、実効性と創造性を兼ね備えているか。		
	2.4	仕様書3(4) 意見交換会の実施	意見交換会について、議事の進め方や取りまとめ方法について具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された内容が具体的に、適切なものであること。	提案された内容が具体的に、業務目的を達成する上で実効性、独創性を兼ね備えているか。		
	2.5	仕様書3(5) アンケート作成・集計・分析・提言	アンケート及び集計、分析について、具体的な方法を提案すること。また、今後の取り組み方針提言について、重視すべき点を具体的に記載して提案すること。	必須	20	5	15	提案された内容が具体的に、適切なものであること。	提案された内容が具体的に、業務目的を達成する上で実効性、独創性を兼ね備えているか。		
	2.6	追加的業務の提案	本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	-	5	-	提案された内容が具体的に、業務目的を達成する上で実効性、独創性を兼ね備えているか。	-	-
3	業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項について、フロー図で示すこと。	必須	10	5	5	仕様書の内容に応じた業務実施計画表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
4 業務の実施体制											
	4.1	執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、地元における訪日観光客ニーズ把握、ファミトリップ資料作成、ファミトリップ実施、アンケート作成・集計・分析・提言、業務報告書作成それぞれに携わる責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	5	20	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、提案者と再委託者の業務分担内容が明確に記載され、業務の根幹部分を提案者が実施する内容となっていること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。		
				任意	5	-	5	-	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。	-	-
	4.2	従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の過去5年以内に従事した類似業務(海外旅行会社の招請業務、インバウンド誘致を目的とした地域関係者等へのヒアリング、ヒアリング結果の集約、分析、提言、報告書の作成等業務)の実績、本業務に関する能力の資料、資格等を明示すること。また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。(請負金額500万円以上の業務名と業務内容等)	任意	25	-	25	-	過去5年以内に従事した類似業務(海外旅行会社の招請業務、インバウンド誘致を目的とした地域関係者等へのヒアリング、ヒアリング結果の集約、分析、提言、報告書の作成等業務)の実績実績があるか。ある場合を可(5点)とし、それ以上の件数や概要、従事者の能力等に応じて加点する。	-	-
				必須	5	5	-	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	-	-	-

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
5	組織の実績		過去5年以内に受注した類似業務(海外旅行会社の招請業務、インバウンド誘致を目的とした地域関係者等へのヒアリング、ヒアリング結果の集約、分析、提言、報告書の作成等業務)のについて実績があれば、最大6件まで、それぞれの概要を記載すること。	必須	5	5	-	過去5年以内に受注した類似業務(海外旅行会社の招請業務、インバウンド誘致を目的とした地域関係者等へのヒアリング、ヒアリング結果の集約、分析、提言、報告書の作成等業務)のについて実績があること(1件)	-	-	-
			過去5年以内に受注した類似業務(自然公園等における地域関係者等へのヒアリング、ヒアリング結果の集約、分析、小冊子の作成等業務)の業務実績が2件以上あるか。ある場合は2件目から1件につき2点とし、それ以上の件数や業務概要に応じて加点する(計5件まで)。2点×件数	任意	10	-	10	-	過去5年以内に受注した類似業務(自然公園等における地域関係者等へのヒアリング、ヒアリング結果の集約、分析、小冊子の作成等業務)の業務実績が2件以上あるか。ある場合は2件目から1件につき2点とし、それ以上の件数や業務概要に応じて加点する(計5件まで)。2点×件数	-	-
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。	-	-
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃借に関する事業については、評価項目から除くこと。)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和7年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	-	-
8	中小企業等の賃上げの実施 事業年度(又は暦年)において賃上げの実施を表明した中小企業等		・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を2.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。		10	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	-	-
技術点小計					200	55	145			加点合計	
価格点					100					基礎点	
総計					300					価格点	
										総合評価点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、順良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。